

第437回

佐賀地方最低賃金審議会資料

佐賀労働局労働基準部賃金室

目次

	頁
1 第 55 期佐賀地方最低賃金審議会委員名簿	1
2 グラフ	
第 1 図 鉱工業総合指数の推移 (佐賀)	2
第 2 図 鉱工業総合指数の推移 (全国)	3
第 3 図 消費者物価指数の対前年 (同月) 増減率の推移 (佐賀・全国)	4
第 4 図 有効求人倍率の推移 (佐賀・全国)	5
第 5 図 月間定期給与額の推移 (佐賀・全国)	6
第 6 図 月間総実労働時間数の推移 (佐賀・全国)	7
第 7 図 月間所定外労働時間数の推移 (佐賀・全国)	8
3 佐賀県における主要労働経済指標 (No1, No2, No3, No4)	9
4 令和 4 年度春闘各機関賃上げ集計状況 (全国)	15
5 経済財政運営と改革の基本方針 2023 (抜粋)	16
6 令和 5 年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	21
7 令和 5 年度の審議会の開催日程 (予定)	23

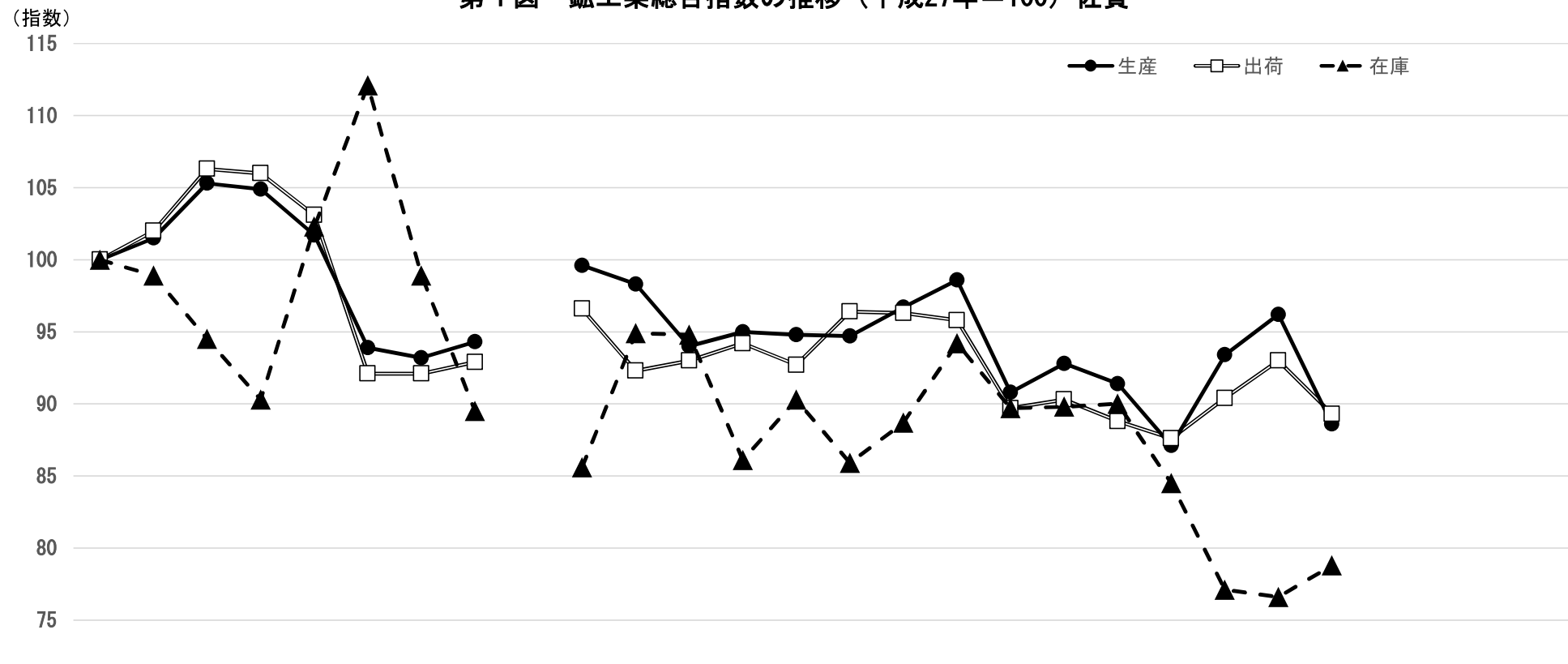
第55期佐賀地方最低賃金審議会委員名簿

令和5年5月9日

区分	氏名	現職
公益代表委員	アントク ヤヨイ 安德 弥生	西九州大学健康福祉学部社会福祉学科 学科長 教授
	ガイ キョウコ 甲斐 今日子	国立大学法人 佐賀大学教育学部 名誉教授
	ヒタ ヨシノリ 富田 義典	国立大学法人 佐賀大学 名誉教授
	マツモト 松本 さざり	松本公認会計士事務所 公認会計士・税理士
	ヤスナガ ジョウ 安永 治郎	弁護士法人 安永法律事務所 弁護士
労働者代表委員	ヒガシジマ ミカ 東島 美香	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 副事務局長
	マツオ カズヒサ 松尾 和寿	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 事務局長
	モロミ ケイゴ 諸富 敬悟	パナソニックインダストリー労働組合中央執行委員(兼)佐賀支部執行委員長
	ヤマグチ コウイチ 山口 幸一	岩尾従業員労働組合 執行委員長
	ヨシオカ ヤスヒロ 吉岡 保博	UAゼンセン佐賀県支部 常任
使用者代表委員	ニシオカ タカシ 西岡 剛志	佐賀県中小企業団体中央会 専務理事
	ヒラノ トモコ 平野 智子	株式会社キャリアサプライ 代表取締役社長
	フクモ ユウジ 福母 祐二	佐賀県経営者協会 専務理事
	ハママラ ケイスケ 浜村 圭介	(株)SUMCO 生産本部 九州事業所 九州総務部 部長
	マツオ タケヒコ 松尾 剛彦	佐賀商工会議所 総務部部長

(五十音順)

第1図 鉍工業総合指数の推移（平成27年=100）佐賀



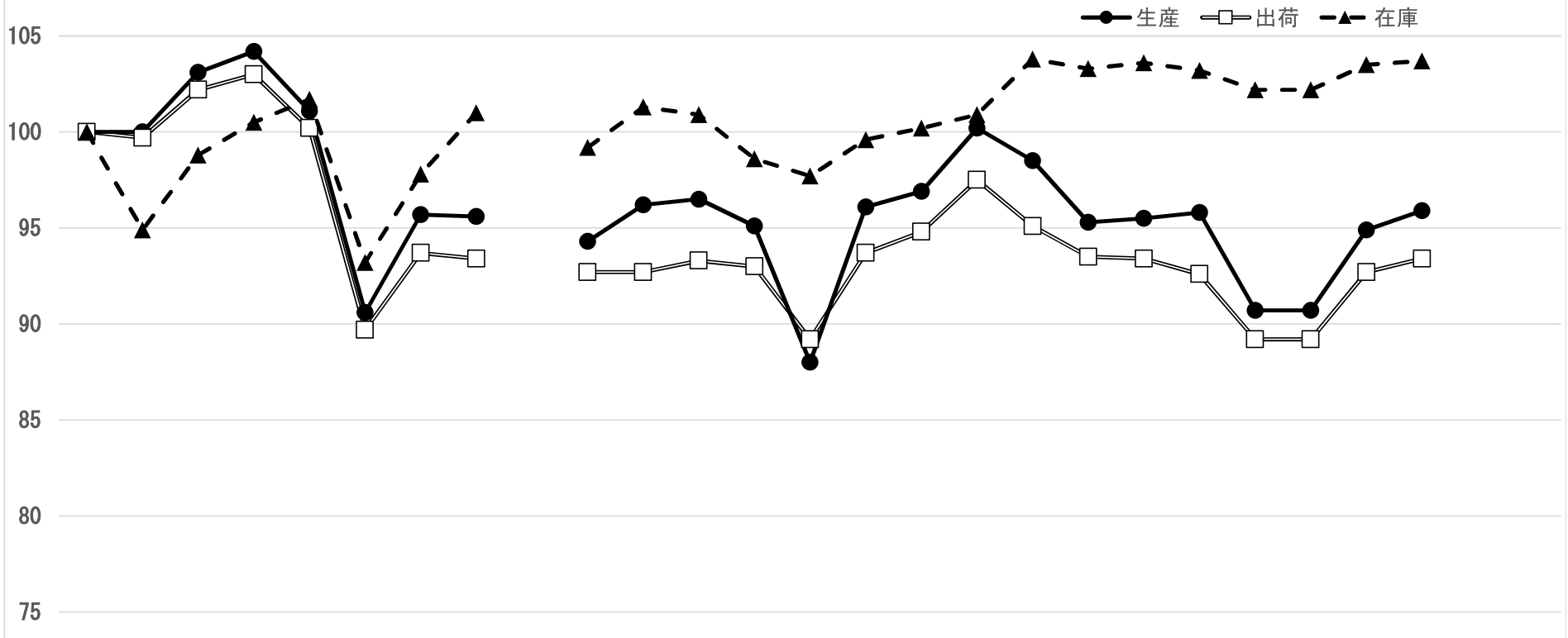
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3				
生産	100.0	101.5	105.3	104.9	101.7	93.9	93.2	94.3	99.6	98.3	94.0	95.0	94.8	94.7	96.7	98.6	90.8	92.8	91.4	87.1	93.4	96.2	88.6				
出荷	100.0	102.0	106.3	106.0	103.1	92.1	92.1	92.9	96.6	92.3	93.0	94.2	92.7	96.4	96.3	95.8	89.7	90.3	88.8	87.6	90.4	93.0	89.3				
在庫	100.0	98.9	94.5	90.3	102.3	112.1	98.9	89.5	85.6	94.9	94.8	86.1	90.3	85.9	88.7	94.2	89.7	89.8	90.0	84.5	77.1	76.6	78.8				

資料出所：佐賀県統計課「佐賀県鉍工業指数年報」

経済産業省「鉍工業生産・出荷・在庫指数」

(指数)

第2図 鋳工業総合指数の推移（平成27年=100）全国

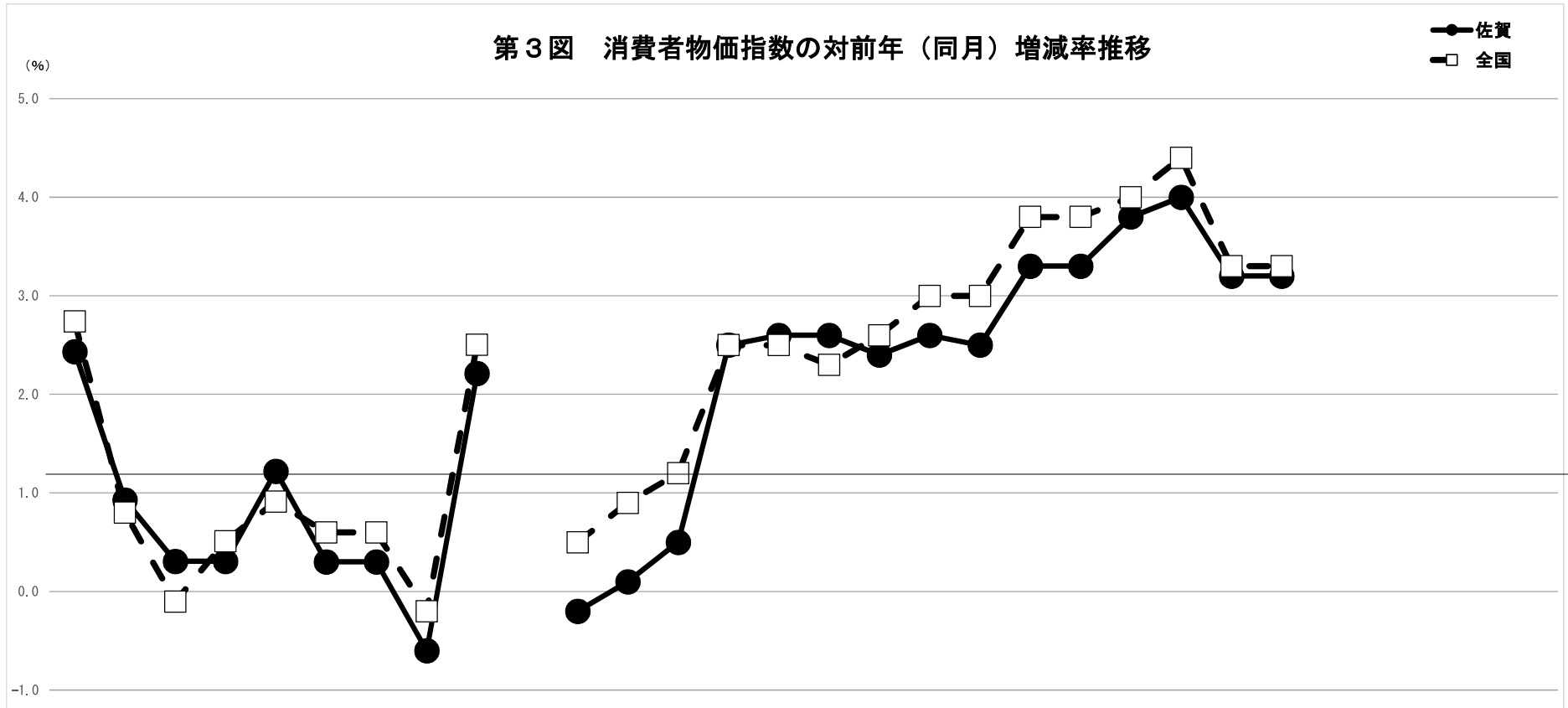


	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.1	R5.2	R5.3		
生産	100.0	100.0	103.1	104.2	101.1	90.6	95.7	95.6		94.3	96.2	96.5	95.1	88.0	96.1	96.9	100.2	98.5	95.3	95.5	95.8	90.7	90.7	94.9	95.9		
出荷	100.0	99.7	102.2	103.0	100.2	89.7	93.7	93.4		92.7	92.7	93.3	93.0	89.2	93.7	94.8	97.5	95.1	93.5	93.4	92.6	89.2	89.2	92.7	93.4		
在庫	100.0	94.9	98.8	100.5	101.7	93.2	97.8	101.0		99.2	101.3	100.9	98.6	97.7	99.6	100.2	100.9	103.8	103.3	103.6	103.2	102.2	102.2	103.5	103.7		

資料出所：佐賀県統計課「佐賀県鋳工業指数年報」

経済産業省「鋳工業生産・出荷・在庫指数」

第3図 消費者物価指数の対前年（同月）増減率推移

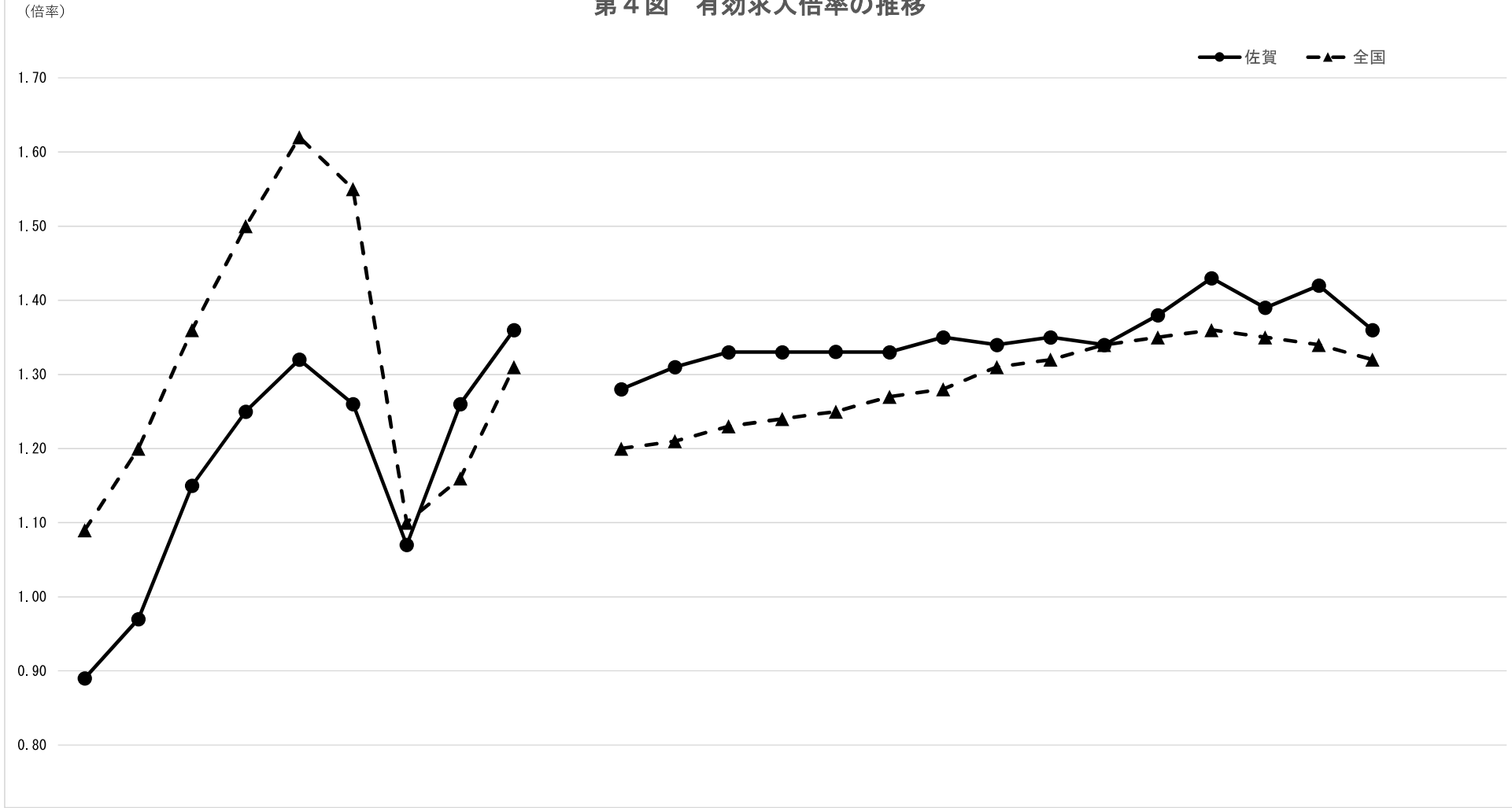


	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R1	R3	R4	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3				
佐賀	2.4	0.9	0.3	0.3	1.2	0.3	0.3	-0.6	2.2	-0.2	0.1	0.5	2.5	2.6	2.6	2.4	2.6	2.5	3.3	3.3	3.8	4.0	3.2	3.2				
全国	2.7	0.8	-0.1	0.5	0.9	0.6	0.6	-0.2	2.5	0.5	0.9	1.2	2.5	2.5	2.3	2.6	3.0	3.0	3.8	3.8	4.0	4.4	3.3	3.3				

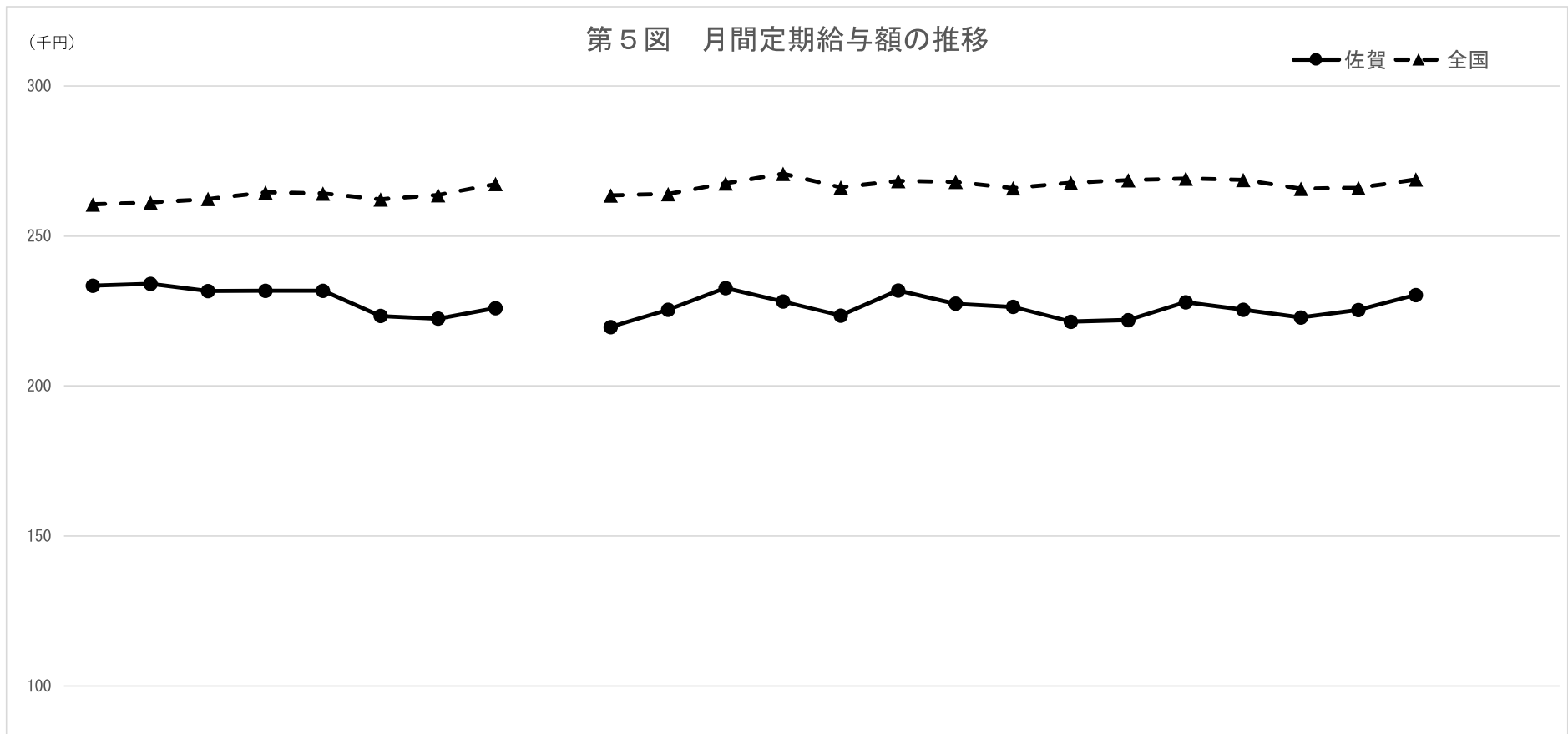
県統計課「消費者物価指数」

総務省「消費者物価指数」

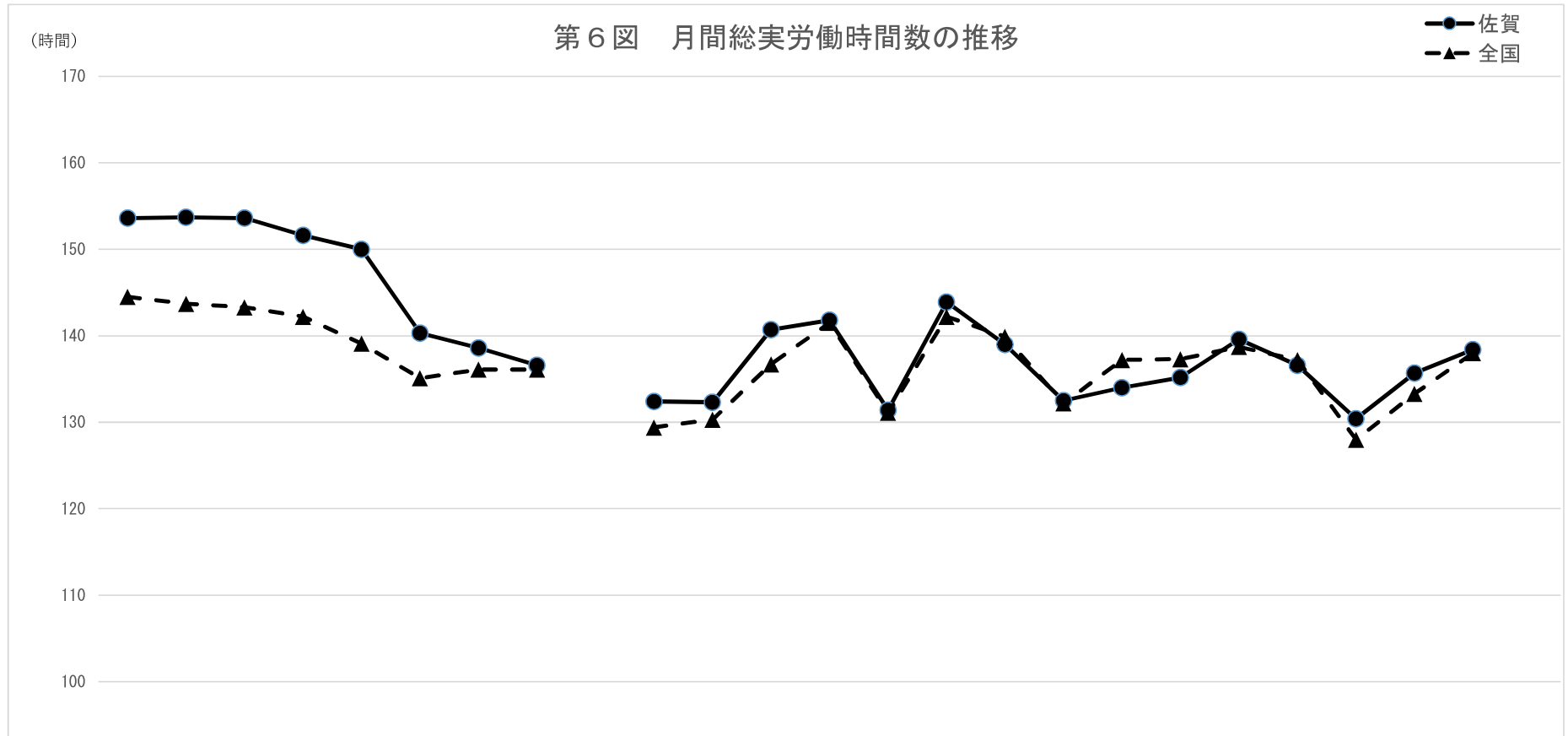
第4図 有効求人倍率の推移



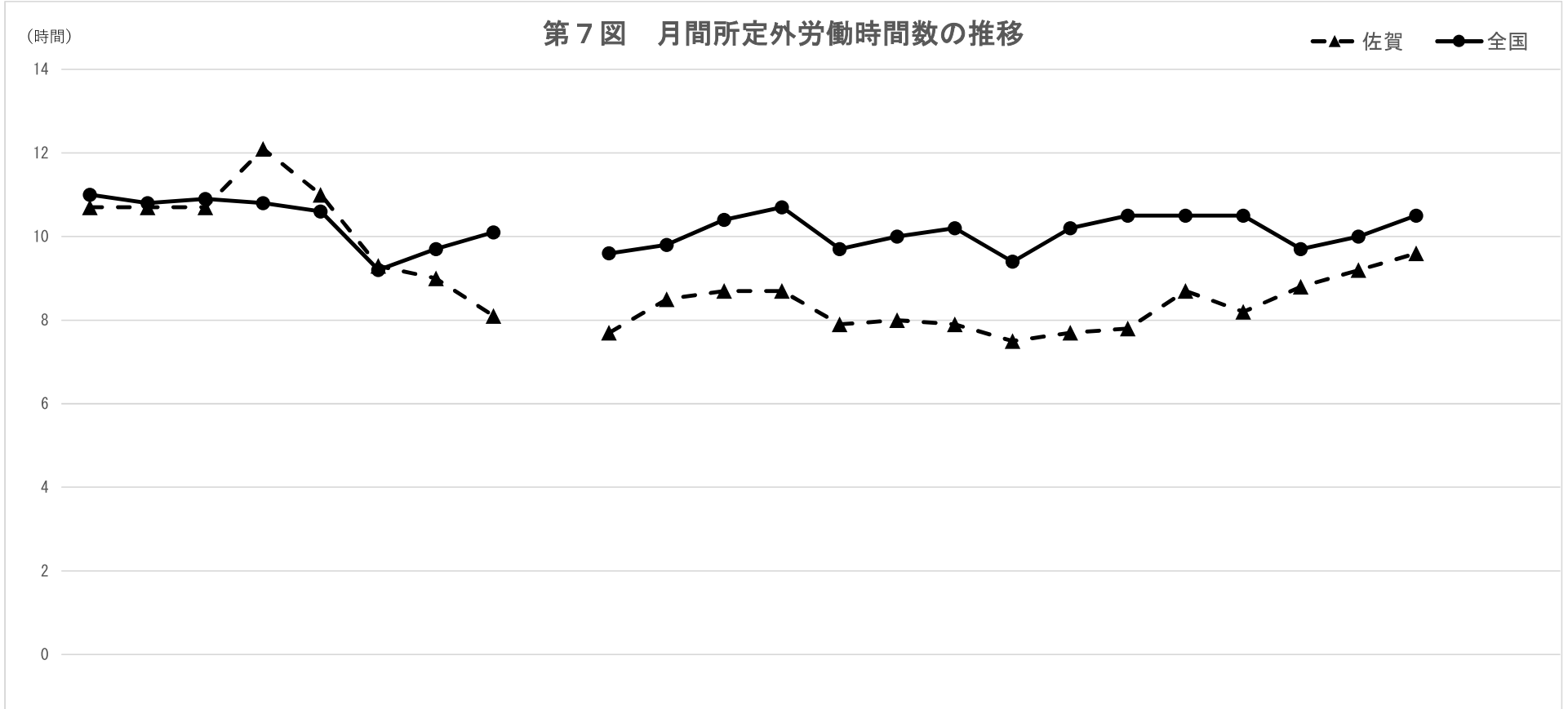
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3		
佐賀	0.89	0.97	1.15	1.25	1.32	1.26	1.07	1.26	1.36		1.28	1.31	1.33	1.33	1.33	1.33	1.35	1.34	1.35	1.34	1.38	1.43	1.39	1.42	1.36		
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.62	1.55	1.10	1.16	1.31		1.20	1.21	1.23	1.24	1.25	1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32		



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3		
佐賀	233.5	234.1	231.7	231.8	231.8	223.4	222.5	226.0		219.7	225.5	232.7	228.2	223.5	231.9	227.5	226.4	221.5	222.0	228.0	225.5	222.9	225.4	230.4		
全国	260.6	261.2	262.4	264.6	264.2	262.3	263.7	267.4		263.6	264.0	267.6	270.8	266.3	268.4	268.1	266.0	267.8	268.7	269.2	268.8	265.8	266.1	268.9		



第7図 月間所定外労働時間数の推移



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3		
佐賀	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1		7.7	8.5	8.7	8.7	7.9	8.0	7.9	7.5	7.7	7.8	8.7	8.2	8.8	9.2	9.6		
全国	11.0	10.8	10.9	10.8	10.6	9.2	9.7	10.1		9.6	9.8	10.4	10.7	9.7	10.0	10.2	9.4	10.2	10.5	10.5	10.5	9.7	10.0	10.5		

年	鉱工業生産指数(総合)													新設住宅着工件数				
	指数(平成27年=100)			指数(平成27年=100)			対前年(同月)増減率(%)							件数		対前年(同月)増減率(%)		
	佐賀			全国			佐賀			全国				佐賀	全国	佐賀	全国	
	生産	出荷	在庫	生産	出荷	在庫	生産	出荷	在庫	生産	出荷	在庫	生産	出荷	在庫	佐賀	全国	佐賀
平成	年														戸	千戸		
	27	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.8	△ 0.4	11.1	△ 1.2	△ 1.4	△ 0.3	4941	909,299	2.3	1.9	
	28	101.5	102.0	98.9	100.0	99.7	94.9	1.5	2.0	△ 1.1	0.0	△ 0.3	△ 5.1	5463	967,237	10.6	6.4	
	29	105.3	106.3	94.5	103.1	102.2	98.8	3.8	4.3	△ 4.4	3.1	2.5	3.9	5519	964,641	1.0	△ 0.3	
	30	104.9	106.0	90.3	104.2	103.0	100.5	△ 0.4	△ 0.3	△ 4.2	1.1	0.8	1.7	5574	942,370	1.0	△ 2.3	
令和	1年	101.7	103.1	102.3	101.1	100.2	101.7	△ 3.2	△ 2.9	12.0	△ 3.1	△ 2.8	1.2	5673	905,123	1.8	△ 4.0	
	2	93.9	92.1	112.1	90.6	89.7	93.2	△ 7.8	△ 11.0	9.8	△ 10.5	△ 10.5	△ 8.5	4409	815,340	△ 22.3	△ 9.9	
	3	93.2	92.1	98.9	95.7	93.7	97.8	△ 0.7	0.0	△ 13.2	5.1	4.0	4.6	5112	856,484	15.9	5.0	
	4	94.3	92.9	89.5	95.6	93.4	101.0	1.1	0.8	△ 9.4	△ 0.1	△ 0.3	3.2	5050	859,529	△ 1.2	0.4	
令和4年	1	99.6	96.6	85.6	94.3	92.7	99.2	1.1	2.1	△ 22.9	△ 3.5	△ 2.0	4.4	283	59,690	△ 21.8	2.1	
	2	98.3	92.3	94.9	96.2	92.7	101.3	3.1	1.4	△ 5.8	0.6	△ 1.4	6.8	417	64,614	43.8	6.3	
	3	94.0	93.0	94.8	96.5	93.3	100.9	3.0	1.1	△ 6.1	△ 0.8	△ 1.5	6.4	232	76,120	△ 47.3	6.0	
	4	95.0	94.2	86.1	95.1	93.0	98.6	0.1	△ 2.2	△ 14.4	△ 3.3	△ 3.0	3.9	521	76,295	3.4	2.4	
	5	94.8	92.7	90.3	88.0	89.2	97.7	2.2	0.1	△ 10.1	△ 4.3	△ 4.3	3.5	413	67,223	20.1	△ 4.2	
	6	94.7	96.4	85.9	96.1	93.7	99.6	△ 1.5	2.6	△ 16.9	△ 2.8	△ 2.8	3.9	408	74,617	3.8	△ 2.2	
	7	96.7	96.3	88.7	96.9	94.8	100.2	0.7	0.7	△ 10.9	△ 1.2	△ 1.3	4.8	469	73,024	△ 11.5	△ 5.4	
	8	98.6	95.8	94.2	100.2	97.5	100.9	3.8	4.7	△ 8.8	4.0	3.9	5.6	458	77,731	7.3	4.6	
	9	90.8	89.7	89.7	98.5	95.1	103.8	4.3	5.9	△ 3.7	8.6	8.2	5.9	435	74,004	5.3	1.1	
	10	92.8	90.3	89.8	95.3	93.5	103.3	△ 0.7	0.2	△ 5.9	3.5	4.4	4.9	477	76,590	16.9	△ 1.8	
	11	91.4	88.8	90.0	95.5	93.4	103.6	0.7	△ 2.6	△ 4.3	△ 0.9	△ 0.5	3.8	488	72,372	△ 16.9	△ 1.4	
	12	87.1	87.6	84.5	95.8	92.6	103.2	△ 3.4	△ 4.1	△ 2.1	△ 0.8	△ 1.5	3.3	449	67,249	8.5	△ 1.7	
令和5年	1	93.4	90.4	77.1	90.7	89.2	102.2	△ 6.2	△ 6.2	△ 8.5	△ 3.6	△ 3.5	3.0	406	63,604	43.5	6.6	
	2	96.2	93.0	76.6	94.9	92.7	103.5	△ 2.1	0.7	△ 18.3	△ 1.3	0.0	2.2	435	64,426	4.3	△ 0.3	
	3	88.6	89.3	78.8	95.9	93.4	103.7	△ 5.4	△ 3.7	△ 16.0	△ 0.6	0.1	2.8	412	73,693	77.6	△ 3.2	
資料出所	佐賀県統計課「佐賀県鉱工業指数月報」、経済産業省「生産・出荷・在庫指数確報」 ・全国「在庫」の年指数は、年末値 ・年の指数及び対前年増減率は原指数													国土交通省「住宅着工統計」				

年	消費者物価指数 (令和2年=100)				国内企業物価指数 (令和2年=100)		大型小売店売上額			
	指数		対前年(同月)比		指数	対前年 (同月)比	売上額		対前年(同月)増減率(%) (既存店比較)	
	佐賀市	全国	佐賀市	全国	全国	全国	佐賀	全国	佐賀	全国
年							百万円	百万円		
27	97.7	98.2	0.9	0.8	99.7	△ 2.3	66,111	20,049,078	0.0	△ 0.7
28	98.0	98.1	0.3	△ 0.1	96.2	△ 3.5	65,250	19,597,853	△ 1.3	△ 2.3
29	98.3	98.6	0.3	0.5	98.4	2.3	64,840	19,602,508	△ 0.6	0.0
30	99.5	99.5	1.2	0.9	101.0	2.6	62,821	19,604,355	△ 3.1	0.0
令和元	99.8	100.0	0.3	0.6	101.2	0.2	59,832	19,396,177	△ 4.8	△ 1.1
2	100.0	100.0	0.2	0.0	100.0	△ 1.2	61,299	19,504,951	2.5	0.6
3	99.4	99.8	△ 0.6	△ 0.2	104.6	4.6	61,138	19,907,136	△ 0.3	2.1
4	101.6	102.3	2.2	2.5	114.7	9.7	62,598	20,330,329	2.4	2.1
令和4年										
1	99.9	100.3	△ 0.2	0.5	109.4	9.1	5,041	1,676,669	△ 0.0	3.0
2	99.9	100.7	0.1	0.9	110.3	9.4	4,373	1,503,612	△ 3.2	0.5
3	100.3	101.1	0.5	1.2	111.4	9.4	4,981	1,705,298	0.2	2.1
4	101.2	101.5	2.5	2.5	113.2	9.8	4,874	1,624,303	1.6	4.6
5	101.4	101.8	2.6	2.5	113.3	9.2	5,111	1,680,909	2.9	9.1
6	101.5	101.8	2.6	2.3	114.3	9.5	5,040	1,673,512	△ 0.7	1.9
7	101.6	102.3	2.4	2.6	115.2	9.1	5,448	1,770,353	1.5	3.3
8	101.8	102.7	2.6	3.0	115.7	9.4	5,319	1,677,558	4.9	4.3
9	102.3	103.1	2.5	3.0	116.9	9.7	4,855	1,629,920	6.8	4.7
10	102.9	103.7	3.3	3.8	118.1	10.6	5,229	1,732,555	5.4	4.9
11	103.0	103.9	3.3	3.8	119.1	10.9	5,458	1,759,019	2.3	3.0
12	103.3	104.1	3.8	4.0	119.9	11.5	6,869	2,226,620	5.7	4.1
令和5年										
1	103.9	104.7	4.0	4.4	119.8	10.4	5,485	1,768,061	8.8	5.5
2	103.1	104.0	3.2	3.3	119.4	9.1	4,712	1,582,048	7.8	5.2
3	103.5	104.4	3.2	3.3	119.4	8.0	5,121	1,766,936	2.8	3.6
資料出所	県統計課「消費者物価指数」 ・総務省「消費者物価指数」				日本銀行「経済物価指数」		経済産業省「大型小売店販売動向」商業動態統計 大型小売店 百貨店法令指定都市売り場面積3000㎡ それ以外の都市 1500㎡ スーパー 1500㎡			

年	消費支出				消費性向			
	金額		対前年(同月) 増減率%		割合		対前年(同月) 増減率%	
	佐賀市 (勤労者世帯)	全国	佐賀市 (勤労者世帯)	全国	佐賀市 (勤労者世帯)	全国	佐賀市 (勤労者世帯)	全国
年	円							
27	298,373	315,379	△ 0.9	△ 1.1	65.3	73.8	△ 3.6	△ 1.5
28	309,846	309,591	3.8	△ 1.8	72.1	72.2	6.8	△ 1.6
29	337,525	313,057	8.9	1.1	71.4	72.1	△ 0.7	△ 0.1
30	320,661	315,314	△ 5.0	0.7	66.8	69.3	△ 4.6	△ 2.8
令和 元	324,644	323,853	1.2	2.7	64.1	67.9	△ 2.7	△ 1.4
2	317,944	305,811	△ 2.1	△ 5.6	59.9	61.3	△ 4.2	△ 6.6
3	292,629	309,469	△ 8.0	1.2	63.2	62.8	3.3	1.5
4	304,526	320,627	4.1	3.6	64.1	64.0	0.9	1.2
令和4年								
1	295,942	314,358	16.7	5.6	77.4	79.4	3.7	1.9
2	227,920	285,289	3.5	1.6	52.0	63.3	2.8	0.3
3	277,096	343,686	△ 12.1	△ 0.1	80.5	83.3	△ 3.7	△ 4.2
4	331,752	344,126	37.9	1.6	80.7	78.8	24.3	1.8
5	291,705	314,979	12.7	△ 0.9	86.0	87.6	5.4	1.2
6	267,396	300,489	△ 6.8	6.9	43.7	40.8	7.4	2.0
7	295,190	317,575	△ 4.8	4.9	75.4	60.2	10.4	4.0
8	276,055	322,438	△ 22.4	9.6	62.0	70.4	△ 12.7	5.4
9	276,610	313,989	△ 14.0	6.2	70.5	77.7	△ 20.7	1.8
10	323,478	328,684	8.6	5.1	70.6	70.0	6.2	1.8
11	341,818	308,122	24.5	1.3	91.6	75.5	0.3	△ 1.7
12	449,350	353,794	30.4	2.8	40.2	37.2	△ 6.1	△ 0.1
令和5年								
1	337,435	331,130	14.0	5.3	75.2	81.8	△ 2.2	2.4
2	314,331	298,749	37.9	4.7	54.6	64.4	2.6	1.1
3	307,141	340,016	10.8	△ 1.1	65.8	83.5	△ 14.7	0.2
資料出所	総務省「家計調査報告」 統計佐賀(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)							

年	有効求人倍率 (含パートタイム労働者)				常用労働者雇用指数 (令和2年=100)				完全失業率(%)		企業倒産(佐賀県)			
	倍率		対前年(同月)増減差		指数		対前年(同月)増減差(%)		九州	全国	件数	累計件数	対前年(同月) 増減率(%)	
	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国						
平成														
27	0.97	1.20	0.08	0.11	98.7	92.6	0.0	1.2	3.8	3.4		35	△ 5.4	
28	1.15	1.36	0.18	0.16	99.0	93.7	0.3	1.2	3.2	3.1		40	14.3	
29	1.25	1.50	0.10	0.14	97.9	96.0	△ 1.1	2.5	3.1	2.8		33	△ 17.5	
30	1.32	1.62	0.07	0.12	98.6	97.1	0.7	1.1	2.6	2.4		34	3.0	
令和元	1.26	1.55	△ 0.06	△ 0.07	98.9	99.0	0.3	2.0	2.7	2.4		31	△ 8.8	
2	1.07	1.10	△ 0.19	△ 0.45	100.0	100.0	1.1	1.0	2.9	2.8		42	35.5	
3	1.26	1.16	0.19	0.06	99.2	101.1	△ 0.8	1.2	2.8	2.8		22	△ 47.6	
3	1.36	1.31	0.10	0.15	100.1	102.0	0.9	0.9	2.8	2.6		22	0.0	
令和4年														
1	1.28	1.20	0.20	0.12	100.1	101.1	3.5	0.6	2.9	2.7	1	1	△ 75.0	
2	1.31	1.21	0.20	0.12	100.2	100.8	0.1	0.5		2.7	2	3	△ 50.0	
3	1.33	1.23	0.21	0.13	97.3	100.4	△ 2.9	0.5		2.6	4	7	0.0	
4	1.33	1.24	0.19	0.15	100.8	101.6	3.6	0.5	2.8	2.6	2	9	△ 18.2	
5	1.33	1.25	0.18	0.15	102.0	101.9	3.20	0.7		2.6	0	9	△ 25.0	
6	1.33	1.27	0.14	0.14	101.2	102.4	0.80	1.1	2.7	2.6	1	10	△ 23.1	
7	1.35	1.28	0.12	0.14	100.8	102.6	0.10	1.1		2.6	1	11	△ 26.7	
8	1.34	1.31	0.11	0.16	100.5	102.5	0.80	1.1	2.7	2.5	5	16	0.0	
9	1.35	1.32	0.06	0.17	99.7	102.5	△ 0.30	1.2		2.6	1	17	6.3	
10	1.34	1.34	0.03	0.18	100.1	102.7	3.90	1.1	2.7	2.6	1	18	△ 5.3	
11	1.38	1.35	0.07	0.18	96.3	102.8	△ 3.40	1.1		2.5	1	19	△ 5.0	
12	1.43	1.36	0.14	0.19	102.2	103.0	5.50	1.2	2.4	2.5	3	22	0.0	
令和5年										2.4	2.4	1	1	0.0
1	1.39	1.35	0.11	0.15	101.7	102.7	1.60	1.6		2.6	2	3	0.0	
2	1.42	1.34	0.11	0.13	99.0	102.6	△ 1.20	1.8	2.8	2.8	5	8	14.3	
3	1.36	1.32	0.03	0.09	101.0	102.1	3.70	1.7						
資料出所	佐賀労働局職業安定部				県統計課「毎月勤労統計調査」 (事業所規模5人以上)				総務省「労働力調査」 ※平成23年までは沖縄を含む		東京商工リサーチ ※負債総額1千万円以上			

※毎月勤労統計は、事業所の抽出替えが実施されたので、新旧調査結果のギャップ調整のため、指数及び増減率は改訂されている。

年	月間現金給与総額				月間定期給与額 (きまって支給する給与)				実質賃金指数(令和2年=100) (月間現金給与総額)				実質賃金指数(令和2年=100) (きまって支給する給与)			
	金額(千円)		対前年(同月) 増減率(%)		金額(千円)		対前年(同月) 増減率(%)		指数		前年比		指数		前年比	
	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国
年																
27	273.2	315.9	0.5	△ 1.0	233.5	260.6	2.0	△ 0.8								
28	277.4	317.9	1.5	0.6	234.1	261.2	0.3	0.2								
29	272.7	319.5	△ 1.7	0.5	231.7	262.4	△ 1.0	0.5								
30	274.8	323.5	0.8	1.3	231.8	264.6	0.0	0.8	105.5	102.1	△ 0.6	0.2	103.8	101.4	0.0	△ 0.3
令和元年	272.6	322.6	△ 0.8	△ 0.3	231.8	264.2	0.0	△ 0.2	104.2	101.2	△ 1.3	△ 1.0	103.8	100.7	0.0	△ 0.8
2	262.6	318.4	△ 3.7	△ 1.3	223.4	262.3	△ 3.6	△ 0.7	100.0	100.0	0.0	△ 1.2	100.0	100.0	0.0	△ 0.7
3	261.7	319.5	△ 0.3	0.3	222.5	263.7	△ 0.4	0.5	100.7	100.6	0.7	0.6	99.6	100.8	△ 0.4	0.8
4	267.3	325.8	2.1	2.0	226.0	267.4	1.6	1.4	99.9	102.3	0.7	0.6	101.2	101.9	1.6	0.8
令和4年																
1	233.0	274.8	3.6	1.1	219.7	263.6	0.1	1.1	89.0	86.0	3.9	0.5	98.3	100.1	0.1	0.5
2	226.1	268.9	1.8	1.2	225.5	264.0	2.4	1.0	86.4	83.8	1.6	0.0	100.9	99.8	2.4	△ 0.1
3	242.8	288.7	3.7	2.0	232.7	267.6	5.6	1.2	92.3	89.5	2.9	0.6	104.1	100.7	5.6	△ 0.2
4	233.2	282.4	2.1	1.3	228.2	270.8	2.1	1.3	87.8	87.1	△ 0.7	△ 1.7	102.2	101.4	2.2	△ 1.6
5	233.7	277.0	5.6	1.1	223.5	266.3	2.7	1.5	87.7	85.2	2.5	△ 1.8	100.1	99.4	2.8	△ 1.4
6	366.0	451.7	6.2	2.0	231.9	268.4	3.4	1.3	137.3	139.0	3.3	△ 0.6	103.8	100.2	3.6	△ 1.3
7	300.0	376.0	1.0	1.3	227.5	268.1	1.6	1.2	112.3	115.0	△ 1.9	△ 1.8	101.9	99.5	1.7	△ 1.9
8	246.9	279.3	5.1	1.6	226.4	266.0	2.3	1.6	92.1	85.1	2.0	△ 1.7	101.4	98.3	2.4	△ 1.9
9	266.9	276.1	16.6	2.2	221.5	267.8	1.1	1.8	84.1	83.7	△ 1.3	△ 1.2	99.2	98.6	1.2	△ 1.6
10	255.6	275.1	8.6	1.4	222.0	268.7	△ 4.0	1.4	83.1	82.8	△ 7.2	△ 2.9	99.4	98.8	△ 3.8	△ 2.3
11	244.4	288.0	2.2	1.8	228.0	269.2	1.8	1.8	90.0	86.5	△ 1.6	△ 2.5	102.1	98.1	1.9	△ 2.6
12	424.5	567.9	△ 4.6	3.9	225.5	268.8	△ 0.9	1.5	155.9	170.1	△ 8.5	△ 0.6	101.0	97.7	△ 0.8	△ 3.1
令和5年																
1	249.5	276.9	6.6	0.8	222.9	265.8	1.4	0.8	90.9	82.5	2.1	△ 4.1	99.8	96.1	1.5	△ 4.0
2	226.8	271.1	0.3	0.8	225.4	266.1	△ 0.0	0.8	83.4	81.4	△ 3.5	△ 2.9	100.9	96.9	0.0	△ 2.9
3	240.9	292.5	△ 0.8	1.3	230.4	268.9	△ 1.0	0.5	88.3	87.4	△ 4.3	△ 2.3	103.1	97.4	△ 1.0	△ 3.3
資料出所	県統計課「毎月勤労統計調査(地方調査)」(事業所規模5人以上)・厚生労働省「毎月勤労統計調査(地方調査)」(事業所規模5人以上)															

No.4-2

年	月間総実労働時間数				月間所定外労働時間数			
	労働時間数		対前年(同月) 増減率(%)		労働時間数		対前年(同月) 増減率(%)	
	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国
年								
27	153.6	144.5	△ 0.5	△ 0.4	10.7	11.0	5.9	0.0
28	153.7	143.7	0.1	△ 0.6	10.7	10.8	0.0	△ 1.8
29	153.6	143.3	△ 0.1	△ 0.3	10.7	10.9	0.0	0.9
30	151.6	142.2	△ 1.3	△ 0.8	12.1	10.8	13.1	△ 0.9
令和元年	150.0	139.1	△ 1.1	△ 2.2	11.0	10.6	△ 9.1	△ 1.9
2	140.3	135.1	△ 6.5	△ 2.9	9.3	9.2	△ 15.5	△ 13.2
3	138.6	136.1	△ 1.2	0.6	9.0	9.7	△ 3.2	5.1
4	136.6	136.1	△ 1.4	0.0	8.1	10.1	△ 10.0	4.1
令和4年								
1	132.4	129.4	1.5	0.7	7.7	9.6	△ 9.8	4.1
2	132.3	130.3	△ 0.1	△ 0.4	8.5	9.8	△ 2.8	5.1
3	140.7	136.7	△ 1.0	△ 1.1	8.7	10.4	△ 4.9	3.8
4	141.8	141.5	△ 2.5	△ 1.3	8.7	10.7	△ 11.2	5.7
5	131.4	131.1	0.2	0.9	7.9	9.7	△ 7.1	5.4
6	143.9	142.2	0.1	1.1	8.0	10.0	△ 12.5	5.0
7	139.0	139.9	△ 1.9	△ 0.1	7.9	10.2	△ 13.9	3.9
8	132.5	132.2	△ 0.8	1.9	7.5	9.4	△ 13.3	3.2
9	134.0	137.2	△ 2.5	1.5	7.7	10.2	△ 9.1	7.8
10	135.2	137.3	△ 5.2	△ 0.9	7.8	10.5	△ 14.1	6.7
11	139.6	138.7	△ 1.6	△ 0.5	8.7	10.5	△ 11.5	2.9
12	136.6	137.2	△ 4.4	△ 0.8	8.2	10.5	△ 26.8	1.9
令和5年								
1	130.4	128.0	△ 1.5	△ 1.1	8.8	9.7	12.5	1.0
2	135.7	133.3	2.5	2.3	9.2	10.0	7.6	2.0
3	138.4	138.0	△ 1.7	0.9	9.6	10.5	9.4	1.0
資料出所	県統計課「毎月勤労統計調査(地方調査)」(事業所規模5人以上)・厚生労働省「毎月勤労統計調査(地方調査)」(事業所規模5人以上)							

令和5年7月3日現在

令和5年春闘 各機関別賃上げ集計状況（加重平均）

【連 合】

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	昨年同時期
								(6月5日公表)	(昨年6月3日)
全体	2.00%	1.98%	2.07%	2.07%	1.90%	1.78%	2.07%	3.66%	2.09%
	5,779円	5,712円	5,934円	5,997円	5,506円	5,180円	6,004円	10,807円	6,049円
300人未満	1.81%	1.87%	1.99%	1.94%	1.81%	1.73%	1.96%	3.36%	1.97%
	4,340円	4,490円	4,840円	4,765円	4,464円	4,288円	4,843円	8,328円	4,857円

【経団連】

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	昨年同時期
								(5月19日公表)	(昨年5月20日)
500人以上	2.27%	2.34%	2.53%	2.43%	2.12%	1.84%	2.27%	3.91%	2.27%
	7,497円	7,755円	8,539円	8,200円	7,096円	6,124円	7,562円	13,110円	7,430円
500人未満	1.83%	1.81%	1.89%	1.89%	1.70%	1.68%	1.92%	2.94%	1.97%
	4,651円	4,586円	4,804円	4,815円	4,371円	4,376円	5,036円	7,864円	5,219円

【厚生労働省】

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
主要企業	2.14%	2.11%	2.26%	2.18%	2.00%	1.86%	2.20%
	6,639円	6,570円	7,033円	6,790円	6,286円	5,854円	6,898円

○調査対象

連合：「全体」は、規模集計。「300人未満」は、全体の内数。平成28年～令和4年は最終集計。

経団連：「500人以上」は、原則として東証1部上場、平成28年～令和4年は最終集計。

厚生労働省：「主要産業は資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって労働組合のあるもの。

経済財政運営と改革の基本方針 2023

(令和5年6月16日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

2. 環境変化に対応したマクロ経済運営

マクロ経済運営について、政府と日本銀行との緊密な連携の下、経済・物価・金融情勢に応じて機動的な政策運営を行っていく。

政府としては、まずは、輸入物価上昇を起点とした外生的な物価上昇から、賃金上昇やコストの適切な価格転嫁を伴う「賃金と物価の好循環」を目指し、下請取引適正化を始めとする中小企業の価格転嫁対策、最低賃金の継続的引上げに向けた環境整備、適切な労働市場改革等を進める。

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の実現の鍵を握るのが賃上げであり、これまで積み上げてきた経済成長の土台の上に、構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現する。あわせて、賃金の底上げや金融資産所得の拡大等により家計所得の増大を図るとともに、多様な働き方の推進等を通じ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことで企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げにつながる社会を創る。

(三位一体の労働市場改革)

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、人的資本こそ企業価値向上の鍵である。こうした考え方のもと、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場

改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。また、地方、中小・小規模企業について、三位一体の労働市場改革と並行して、生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる。

「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。その際、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設について検討する。また、5年で1兆円の「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策の見直し等を行うほか、雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを行う。

「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」については、職務給（ジョブ型人事）の日本企業の人材確保の上での目的、人材の配置・育成・評価方法、リ・スキリングの方法、賃金制度、労働条件変更と現行法制・判例との関係などについて事例を整理し、個々の企業が制度の導入を行うために参考となるよう、中小・小規模企業の導入事例も含めて、年内に事例集を取りまとめる。

「成長分野への労働移動の円滑化」については、失業給付制度において、自己都合による離職の場合に失業給付を受給できない期間に関し、失業給付の申請前にリ・スキリングに取り組んでいた場合などについて会社都合の離職の場合と同じ扱いにするなど、自己都合の場合の要件を緩和する方向で具体的設計を行う。また、自己都合退職の場合の退職金の減額といった労働慣行の見直しに向けた「モデル就業規則」の改正や退職所得課税制度の見直しを行う。さらに、求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工して集約し、共有して、キャリアコンサルタントが、その基礎的情報に基づき、働く方々のキャリアアップや転職の相談に応じられる体制の整備等に取り組む。

これらの労働市場改革の際、官民でその進捗を確認し、計画的に見直しを行っていく。

（家計所得の増大と分厚い中間層の形成）

今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。

中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における

賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を 4 つから 3 つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

公的セクターの賃上げを進めるに当たり、2022 年 10 月からの処遇改善の効果が現場職員に広く行き渡るようになってきているかどうかの検証を行い、経営情報の見える化を進める。

2,000 兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。そのためには、家計の賃金所得とともに、金融資産所得を拡大することが重要であり、i D e C o（個人型確定拠出年金）の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて 2024 年中に結論を得るとともに、N I S A（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充・恒久化、金融経済教育推進機構の設立、顧客本位の業務運営の推進等、「資産所得倍増プラン」を実行する。加えて、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する。

これらによる家計所得の増大と併せて、持続可能な社会保障制度の構築、少子化対策・こども政策の抜本強化、質の高い公教育の再生等に取り組むことを通じ、分厚い中間層を復活させ、格差の拡大と固定化による社会の分断を回避し、持続可能な経済社会の実現につなげる。

（多様な働き方の推進）

三位一体の労働市場改革と併せて、人手不足への対応も視野に入れ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことができるよう、多様な働き方を効果的

に支える雇用のセーフティネットを構築するとともに、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備する。このため、週所定労働時間 20 時間未満の労働者に対する雇用保険の適用拡大について検討し、2028 年度までを目途に実施する。あわせて、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークやビジネスケアラーの増大等を踏まえた介護と仕事の両立支援を推進するほか、勤務間インターバル制度の導入促進、メンタルヘルス対策の強化等の働き方改革を一層進めながら、副業・兼業の促進、選択的週休 3 日制度の普及等に取り組む。また、フリーランスが安心して働くことができる環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法の十分な周知・啓発、同法の執行体制や相談体制の充実等に取り組む。

国家公務員については、デジタル環境の整備、業務の見直し、時間や場所にとられない働き方の充実等により働き方改革を一層推進するとともに、採用試験の受験者拡大や中途採用の活用、職員としての成長に資する業務経験やスキルアップ機会の付与、民間知見の習得など人材の確保・育成に戦略的に取り組む。

5. 地域・中小企業の活性化

(中堅・中小企業の活力向上)

地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する 1 万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等と呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。

これらによるサプライチェーンの付加価値の増大とともに、その適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」を推進するほか、優越的地位の濫用に関する特別調査、重点 5 業種に対する立入調査の実施等、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進する。また、実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針をまとめる。加えて、インボイス制度の円滑な導入やサイバーセキュリティ対策を支援する。

さらに、感染症の影響等への対応で債務が増大している中小企業等の収益力

改善・事業再生・再チャレンジの支援を強化する。具体的には、官民金融機関や信用保証協会等による経営支援の強化、返済猶予等の資金繰り支援、資本性劣後ローンの活用等を通じた資本基盤の強化、債務減免を含めた債務整理等に総合的に取り組む。地域交通や観光・宿泊業等の事業再生等を重点的に支援する。加えて、早期の事業再生等を促す環境を整備するため、経営者保証に依存しない融資慣行を推進する。

また、新しい事業に取り組むフリーランスを含む個人事業主に対する経営や財務戦略についての経営者教育に取り組む。

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月2日(土)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月3日(日)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月4日(月)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月2日(月)		11月1日(水)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月11日(水)		11月10日(金)

令和5年度の審議会の開催日程（予定）

名称	日付	時間	備考
第1回本審（改正諮問）	7月11日（火）	午後1時30分	大2
第2回本審（目安伝達）	8月1日（火）	午後1時30分	大1
第1回専門部会	8月2日（水）	午後1時30分	大1
第2回専門部会	8月4日（金）	午後1時30分	大1
第3回専門部会	8月7日（月）	午後1時30分	大1
第3回本審（答申）	8月7日（月）	午後3時00分	大1
予備①	8月8日（火）	午後1時30分	大1
予備②	8月9日（水）	午後1時30分	大1
異議審	8月23日（水）	午前10時00分	大2
異議審（予備①の場合）	8月24日（木）	午前10時00分	大1
異議審（予備②の場合）	8月25日（金）	午前10時00分	大1

備考欄の「大1」は合同庁舎共用大会議室1、「大2」は合同庁舎共用大会議室2